



平成20年4月から新たにはじまる 「後期高齢者医療制度」の保険料等が決定しました。

平成20年4月から、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上を対象とした、新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。保険料は広域連合ごとに決められ、平成19年12月2日に開催された鹿児島県後期高齢者医療広域連合第1回定例会において、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が可決され、所得割率および均等割額等が決定しました。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料 (被保険者1人)	=	均等割額 45,900円	+	所得割額 8.63%
-----------------	---	-----------------	---	---------------



保険料が軽減される場合があります。

- 所得の低い方…世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額(45,900円)が下表のとおり軽減されます。

軽減割合	基準(世帯の総所得金額等)	県広域連合試算の収入額(目安)
7割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯	年金収入が160万円以下の単身世帯 年金収入が160万円以下の夫婦世帯
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の人数(本人を除く)を超えない世帯	年金収入が180万円の夫婦世帯
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の人数を超えない世帯	年金収入が200万円の単身世帯 年金収入が220万円の夫婦世帯

※ 夫婦世帯の軽減の判定は、配偶者に課税所得が無いものとして試算しています。

- 被扶養者の方…これまで保険料の負担のなかった社会保険等の被扶養者は軽減されます。

保険料の納め方

保険料は、介護保険と同じように被保険者(後期高齢者)個人に納めていただきます。

徴収方法	対象となる方	納付方法
特別徴収	年金の受給額が年額18万円以上の方	年金天引き
普通徴収	年金の受給額が年額18万円未満の方	納付書・口座振替等により個別納付

※ 介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は「普通徴収」となり、年金からの天引きの対象にはなりません。

